

申 入 書

(田畑，山林原野等の合意書の修正等について)

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

平成27年1月7日

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団（原発被災者弁護団）
団 長 弁 護 士 丸 山 輝 久
(連絡先) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-8-16 第2升本ビル5階
TEL 03-3502-8507/FAX 03-3502-8555
事務局次長 弁 護 士 秋 山 直 人

〔申し入れの趣旨〕

田畑，山林原野等の合意書について，清算条項と解釈される可能性のある条項を削除する修正をするとともに，既に合意書を提出している被害者に対しては，上記条項を削除した合意書と差し替えることを申し入れます。

〔申し入れの理由〕

- 1 当弁護団が依頼者から入手した情報及び平成26年12月26日の毎日新聞及び福島民友の報道によりますと，貴社は，平成26年9月以降，山林・原野・立木等の財物損害のいわゆる本賠償（直接請求）の手続において被害者に提出を求める「合意書」に，
「…各お支払い明細書記載の宅地・田畑以外の土地および立木にかかる賠償金については，今回の算定額で合意するため，今後当該資産については，再度ご請求できないこと，賠償金額は変更できないこと，および本賠償以外ですでに請求中の場合にはこれを取り下げることについて合意します。」（下線は引用者）
との条項（以下「本件条項」といいます。）を入れており，田畑の財物損害においても平成26年9月以降，同様の条項を入れているとのことです。
- 2 本件条項は，いわゆる清算条項や取下げ合意条項として，当該合意書で合意した金額以上の金額を再度ADRや訴訟で請求できない効果や，既にADRや訴訟で請求していた場合には，当該請求を取り下げる合意をした効果を

生じる可能性があります。

- 3 貴社は、平成23年9月の賠償開始当初、合意書見本に「なお、上記金額の受領以降は、結果通知書記載の各金額及び本合意書記載の各金額について、一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」との条項を入れて、各方面から強く批判され、当該条項を合意書から削除した経緯があります。

以降、貴社は、上記のようないわゆる清算条項を合意書に入れることはない旨を表明してきました。例えば、平成25年10月1日の原子力損害賠償紛争審査会で、小川・貴社福島原子力補償相談室長は、財物損害の合意書に清算条項を入れているかという趣旨の能見・審査会長の質問に対し、

「私どもの賠償を始めた当初にそういった文言を合意書の用紙に入れていた時期がございまして、かなりおしかりを頂いたところもございまして。現在の財物賠償の合意書におきましては、そのような文言は入れておりません。」

と答弁しています。

- 4 しかるに今回、貴社が田畑や山林原野等の合意書に本件条項を突然に入れたことは、これまでの姿勢を翻すものであり、被害者に対する背信的な行為です。当弁護団の依頼者でも、これまで合意書に清算条項はなかったことから、そのような条項はないだろうと考え、本件条項に気付くこともなく、既に合意書に署名押印して貴社に提出してしまっている方がたくさんいらっしゃいます。

- 5 上記毎日新聞報道によりますと、貴社広報部は、本件条項を挿入したのは「同一の土地で、田畑の賠償請求と山林の賠償請求が二重に行われぬようにするためだった」と説明したとのことでした。

しかし、そのような目的なのであれば、《今後、当該資産については、別の種類の不動産としての請求はできないことに合意します》といった文言になるはずであり、貴社の説明には疑義があります。

- 6 上記毎日新聞報道及び福島民友報道によれば、貴社は、合意書の本件条項を修正することを表明しているとのことでした。

- 7 つきましては、当弁護団は、貴社に対し、清算条項と解釈される可能性のある本件条項を合意書に入れたことに抗議するとともに、速やかに次の対応をすることを申し入れます。

- ① 田畑、山林原野等の合意書から本件条項を削除する修正をすること
- ② 既に本件条項を含む合意書を提出している被害者に対しては、本件条項

を削除した合意書と差し替える（本件条項を含む合意書は被害者に返却し、新たに本件条項を削除した合意書の提出を受ける）こと

- 6 本書到達後2週間以内に、頭書記載の連絡先宛に、かかる申し入れに対する貴社の見解を書面にてご送付ください。

以 上